平成２９年（フ）第８５号
北海道旭川市忠和３条４丁目６番17号　マイハウス202号室
債務者　佐藤　堅哉
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２８号
北海道旭川市神居２条９丁目１番２号　林コーポ　２Ｆ左
債務者　松谷佐智子
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２６９３号
大阪府高槻市春日町７番32号
債務者　橋本　秀之
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０５６号
大阪市旭区清水５丁目17番12号
債務者　小泉　尚美
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３２９号
大阪府寝屋川市高柳５丁目40番16号
債務者　伊藤　　芳（旧姓君家）
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３７３号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　赤根　広志
1　決定年月日時　平成29年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４号
岡山県新見市新見1490番地５　308号
債務者　春山五郎こと　金　金五郎
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月２日午前11時
岡山地方裁判所新見支部

平成２９年（フ）第６号
岡山県新見市唐松3001番地
債務者　石指　耕作
1　決定年月日時　平成29年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月２日午前11時５分
岡山地方裁判所新見支部

破産手続開始中更正

平成２９年（フ）第２５３６号
大阪府守口市金田町１－８－５ハイムさくら103号室、住民票上の住所大阪府守口市大久保町３丁目23番８号
破産者　浅井　信吾
1　主文　当裁判所が平成29年６月26日午後３時になした破産手続開始決定中、債務者の住所につき「大阪府守口市大久保町３丁目23番８号」とあるのを「大阪府守口市金田町１－８－５ハイムさくら103号室、住民票上の住所大阪府守口市大久保町３丁目23番８号」と更正する。
2　決定年月日　平成29年８月17日
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第３８４号
千葉市中央区宮崎町231番地２　ライトコート斉藤Ⅱ204号
破産者　高野　鈴世
1　決定年月日　平成29年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４５２号
千葉市若葉区小倉台２丁目1021番地１　グロリオーサＦ棟102号
破産者　平野　忠昭
1　決定年月日　平成29年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４５号
千葉県大網白里市下ケ傍示538番地31、開始決定時の住所千葉県山武郡九十九里町不動堂825番地80
破産者　中村　俊司
1　決定年月日　平成29年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第７号
千葉県香取市長島1580番地２
破産者　菅谷　秀美
1　決定年月日　平成29年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第１８号
青森県八戸市江陽５丁目30番２号
破産者　有限会社小笠原企画
1　決定年月日　平成29年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第４６７号
岡山市北区富町１丁目13番24号プラーナ富町202、旧住所大阪府堺市西区鳳東町７丁791番地１ラ・アバンセ302号
破産者　西野　栄治
1　決定年月日　平成29年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１５３号
神奈川県小田原市城山２丁目18番10号
破産者　堀　　直子
1　決定年月日　平成29年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４７５号
静岡県焼津市西島11番地の１
破産者　村田　秋廣
1　決定年月日　平成29年８月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部